⑾　自己資本規制比率の状況

		当　期　末
基本的項目	(A)	百万円
補完的項目	その他有価証券評価差額金（評価益）等	
	金融商品取引責任準備金等	
	一般貸倒引当金	
	長期劣後債務	
	短期劣後債務	
	計　(B)	
控除資産	(C)	
固定化されていない自己資本(A)＋(B)－(C)	(D)	
リスク相当額	市場リスク相当額	
	取引先リスク相当額	
	基礎的リスク相当額	
	計　(E)	
自己資本規制比率　(D)／(E)×100		%

（注意事項）

1　第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者のみが記載すること。

2　自己資本規制比率は、小数点以下第２位以下を切り捨て、小数点以下第１位まで記載し、その他は、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

3　長期劣後債務及び短期劣後債務については、その金額、契約日又は発行日及び弁済日又は償還日を注記すること。

⑿　分別管理の状況

①　顧客分別金信託の状況　（単位：百万円）

	金　額
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	
顧客分別金信託額	
期末日現在の顧客分別金必要額	

（注意事項）

1　「直近差替計算基準日の顧客分別金必要額」の欄には、当期末現在における顧客分別金信託額の算出の基準となる差替計算基準日における顧客分別金必要額を記載すること。

2　「顧客分別金信託額」の欄には、当期末現在における顧客分別金信託額を記載すること。

②　有価証券の分別管理の状況

（保護預り等有価証券）

	国内有価証券	外国有価証券
株　券	千株	千株
債　券	百万円	百万円
受益証券	百万口	百万口
その他		

（受入保証金代用有価証券）

株　券	千株
債　券	百万円
受益証券	百万口
その他	

（注意事項）

1　当期末現在における法第43条の２第１項の規定により自己の固有財産と分別して管理している有価証券及び社債、株式等の振替に関する法律第２条第４項に規定する口座管理機関として振替口座簿により自己固有財産と分別して口座管理している有価証券について記載すること。

2　保護預り等有価証券と受入保証金代用有価証券（法第119条第５項の規定により同条第２項に規定する取次証拠金若しくは同条第３項に規定する委託証拠金に充てられる有価証券又は法第161条の２第２項の規定により同条第１項に規定する金銭に充てられる有価証券をいう。）とに分けて記載すること。

3　株券は株数、受益証券は口数、債券及びその他は額面金額を記載すること。なお、株数、口数又は額面金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。

4　「その他」の欄には、具体的な有価証券の種類を記載すること。